**離婚公正証書原案作成**

基本料金　55,000円(税込)

業務内容

お打ち合わせ、相談

(初回無料、2回目以降1回5,500円　ただし業務依頼の場合は無料)

公正証書原案作成

公証役場との打ち合わせ

公証役場へのお立会い

追加費用

代理人費用　＋16,500円(税込)

公証役場にご夫婦揃って行くことができない場合、委任をうけた方が行くことで、公正証書を作成することができます。

その他の費用

公証役場へ支払う手数料

実費

お打ち合わせ場所

ご自宅へのご訪問もしくはお近くの喫茶店等、または会議室をご予約いたします。

(Fプレイス　藤沢市藤沢公民館・労働会館複合施設　藤沢市藤沢本町１－１２－１７　駐車場有)

お日にちやお時間はお客様のご都合に合わせて柔軟にご対応いたします。

 

カーネーション行政書士事務所

行政書士　幸松　裕子

神奈川県藤沢市辻堂東海岸１丁目７番２８～５

TEL:０９０－８４５５－０６０３　　FAX：０４６６－３２－９２９６

MAIL:carnation.yukimatsu@gmail.com